

6. おわりに

本検討会においては、パーキングパーミット制度の導入促進等について検討を行ってきた。

今後は、当面の取組として、制度未導入の地方公共団体における制度の導入に向けた機運の醸成や、制度の改善に向けた好事例の取組の整理等を実施していくことが必要である。

さらに、これらに止まらず、海外において違反者に対する罰金等が科せられているところ、その国の事情に応じた法体系の在り方等を踏まえた課題等の実態の把握に努めていくことや、地方公共団体におけるパーキングパーミット制度の導入状況等のフォローアップを適時実施していくことが重要である。